

視聴覚教材の利用について

広島県立生涯学習センター

貸出対象

広島県内の教育機関・施設および社会教育関係者等を対象に貸し出しています。

貸出期間

10日間以内です。(貸出・返却期間を含みます)

貸出本数

1回の御利用で5作品までの貸出が可能です。

利用の流れ

1 教材を選ぶ

- ・視聴覚教材のリストから教材を選んでください。

2 電話で予約する(電話：082 - 248 - 8848)

- ・広島県立生涯学習センターまで電話で予約をしてください。
※ 貸出日の3か月前から予約可能です。
- ・団体名, 責任者名, 利用目的, 利用教材名・教材番号, 利用希望期間をお伝えください。
- ・貸出期間, 借受方法を調整します。
※ 借受方法には, 「来所」または「郵送等」の二通りあります。
【来所の場合】広島県立図書館カウンターが貸出・返納場所になります。
【郵送等の場合】送料は利用者負担となります。

3 「利用申込書」を提出する

- ・予約が確定しましたら, 「利用申込書」の様式を, 広島県立生涯学習センターホームページ「ぱれっとひろしま」からダウンロードしてください。
ダウンロードが難しい場合は, ファクシミリ等で様式を送付します。
予約時にその旨をお申し出ください。
- ・「利用申込書」を記入し, 広島県立生涯学習センターに電子メールで提出してください。提出先アドレス：sgcshinkou@pref.hiroshima.lg.jp
<電子メール送付が難しい場合>…ファクシミリで提出してください。
(ファクシミリ：082 - 248 - 8840)

4 教材を借受する

- 【来所の場合】広島県立図書館カウンターで借受してください。
ただし、広島県立図書館の休館日（毎週月曜日、祝日ほか）、
閉館時には借受できませんので、御注意ください。
詳しくは、広島県立図書館ホームページの「開館カレンダー」
または「利用案内」を御覧ください。
- 【郵送等の場合】着払いでお受取りください。

5 利用上の注意について

- ・教材はていねいに取り扱ってください。
- ・利用教材を第三者に貸してはいけません。
- ・使用機器の事前点検を行い、正しい操作方法で教材を利用してください。
- ・教材にき損等の異常が生じた場合、速やかに広島県立生涯学習センターまで申し出てください。
- ・重大な過失により教材がき損した場合は、修理費用等を負担していただきます。

6 教材を返納する

- ・教材返納の際は、「視聴覚教材利用報告書」を同封してください。
（「視聴覚教材利用報告書」は借受時にお渡しします。）
- 【来所の場合】広島県立図書館カウンターで返納してください。
情報プラザ北側入口のブックポストへの返却はできませんので、
御注意ください。
- 【郵送等の場合】送料をお支払いの上、広島県立生涯学習センターまで郵送し
てください。

7 その他

- ・利用期間を過ぎると、次の利用者の方に迷惑がかかりますので、必ず期限内に返納してください。利用期間に変更がある場合は、必ず事前に広島県立生涯学習センターまで電話で連絡してください。

視聴覚教材に関する申込・問い合わせは

こちらまで



広島県立生涯学習センター

〒730-0052

広島市中区千田町三丁目7-47

TEL 082-248-8848

ファクシ 082-248-8840

